

# 「えひめ山の日の集い」記念行事等企画コンペ実施要領

## 1 趣旨

このコンペは、「えひめ山の日の集い」を実施するうえで、記念行事等の企画や進行管理等の作業を一括して専門業者に委託して実施するにあたり、公平に委託業者を選定するために実施するものである。

## 2 委託業務

- (1) 業務内容：令和5年度「えひめ山の日の集い」開催要領（以下「開催要領」という。）に基づき実施する「えひめ山の日の集い」記念行事等委託業務実施要領（以下「委託業務実施要領」という。）に定める業務。
- (2) 委託業務予算額：3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 業務委託期間：契約締結の翌日から令和5年11月11日まで

## 3 企画コンペ参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること。  
（もしくは、企画書の提出時までに登録が予定されていること。）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 愛媛県から入札参加資格停止処分を受けていないこと。

## 4 委託契約の方法

- (1) 企画コンペ審査会設置要領及び審査基準に基づき、企画コンペを実施して、予算額の範囲内で最も優秀な企画を提案した業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定により随意契約を締結する。
- (2) 企画コンペ参加業者に対しては、「開催要領」、「委託業務実施要領」及び「えひめ山の日の集い」記念行事等委託業務企画コンペ留意事項を提示して、企画書及び経費見積書を徴したうえで、企画内容を審査して委託業者を決定する。
- (3) 契約締結後であっても、荒天時や新型コロナウイルス感染症の影響等により、協議のうえ事業内容や実施方法を変更、または事業を中止させていただく場合があることを御了知ください。

## 5 企画コンペの実施方法

### (1) 企画コンペの説明

企画コンペに先立ち、コンペ参加業者に対して、企画書の作成及び提出に関する必要事項を説明する。

### (2) 企画書の作成

コンペ参加業者は、「開催要領」、「委託業務実施要領」に基づいて企画書を作成し、県に提出するものとする。

企画書の提出にあたっては、経費見積書により委託料見積金額を示し、その範囲内で実施案と必要経費を提案するものとする。

### (3) 企画書の提出期限

企画書は別途定める期限までに提出するものとする。

### (4) プレゼンテーション（選考会）の実施

参加業者が、企画内容を別途定める審査員に十分説明する機会を設けるため、(3)の期限後、提出された企画書の範囲内でプレゼンテーション（選考会）を実施する。

### (5) 企画書作成に要する経費の負担

企画書の作成及びそれに関連する作業等に要する経費は、コンペ参加者の負担とする。

## 6 企画内容の審査方法

より優れた企画書を、透明性と公平性を確保して採用する観点から、「えひめ山の日の集い」記念行事等企画コンペ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。審査会は別に定める審査基準に基づき、点数により審査する。

## 7 委託業者の決定

審査の合計点数が第1位となった業者に決定する。ただし、第1位となった業者が企画案を実施することができないときは、審査の合計点数が第2位となった業者に決定し、第2位の業者も実施できないときは、審査の合計点数が第3位の業者に決定する。